

議案第6号

杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月12日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例（平成13年杉並区条例第44号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「含む。）」の次に「及び氏名の振り仮名」を加え、同条第2号中「旧氏記載者」を「旧氏等記載者」に改め、「記載されている旧氏」の次に「及び旧氏の振り仮名」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和7年5月26日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から起算して1年を経過する日までの間における改正後の第4条第2号の規定の適用については、同号中「旧氏の振り仮名」とあるのは、「旧氏の振り仮名（旧氏記載者にあつては、住民票に記載されている旧氏）」とする。

（提案理由）

住民基本台帳法等の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。

杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(電気通信回線による東京都知事への通知)</p> <p>第4条 法第30条の6第2項及び第30条の41第2項並びに令第13条第4項の規定に基づき、電子計算機から電気通信回線を通じて東京都知事に送信する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 氏名(外国人住民にあっては、住民票に記載されている通称を含む。)及び氏名の振り仮名</p> <p>(2) <u>旧氏等記載者</u>にあっては、住民票に記載されている旧氏及び旧氏の<u>振り仮名</u></p> <p>(3)～(10) 略</p>	<p>(電気通信回線による東京都知事への通知)</p> <p>第4条 法第30条の6第2項及び第30条の41第2項並びに令第13条第4項の規定に基づき、電子計算機から電気通信回線を通じて東京都知事に送信する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 氏名(外国人住民にあっては、住民票に記載されている通称を含む。) _____</p> <p>(2) <u>旧氏記載者</u>にあっては、住民票に記載されている旧氏 _____</p> <p>(3)～(10) 略</p>